

(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム豊富
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、三浦電機株式会社が、北海道稚内市及び天塩郡豊富町における豊別地区・有明地区のいずれかの事業実施想定区域において、最大で総出力30,000kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域周辺は、ラムサール条約湿地であるサロベツ原野、国指定鳥獣保護区及び北海道指定鳥獣保護区等の保護地域等が集中しているほか、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく天然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種等の絶滅のおそれのある動植物種が多数生息・生育しており、自然環境保全上、極めて重要な地域である。また、事業実施想定区域周辺には渡り鳥の渡り経路や中継地となる湖沼等が存在し、春季・秋季の渡りの時期にはガン・カモ類及びハクチョウ類の渡り並びに中継地周辺での採餌行動が確認されているほか、当該区域周辺はオジロワシ及びオオワシ等の海ワシ類の生息地となっている。よって、本事業の実施に伴いこれらの自然環境保全上重要な地域及び重要な動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在していることから、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このほか、事業実施想定区域周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であるとともに、今後も新規に計画される可能性があることから、累積的な影響が懸念される。

本配慮書では、事業実施想定区域として豊別地区・有明地区を設定しているが、本事業計画の更なる検討に当たっては、これらを踏まえ、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や新規に計画される事業者を含む他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2.(1)から(5)により、騒音等及び風車の影に係る環境影響並びに動植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 方法書以降の環境影響評価図書の作成

本配慮書では、法令等の制約から施工可能性が低いと考えられる事業実施想定区域を複数案の一つとして設定しているが、その設定に至った検討過程の説明が不十分である。また、保護地区等に指定された範囲が適切に図示されていないほか、多数の誤記があるなど不備が見られる。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討の経緯等について、その客観的な根拠となる情報も含めて、適切かつ正確に記載すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域周辺には、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の集団飛来地となるラムサール条約湿地であるサロベツ原野が存在しているほか、オジロワシ及びオオワシ等の海ワシ類の生息地となっていることから、本事業の実施により、これら重要な鳥類への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、以下を実施すること。

ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥については、専門家等からの助言を踏まえ、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保すること。

オジロワシ及びオオワシ等の海ワシ類については、専門家等からの助言を踏まえ、営巣地、ねぐら及び餌場等の利用範囲並びに移動経路を調査し、それらの範囲や主な移動経路を避けるとともに可能な限り距離を確保すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)等を踏まえて行うこと。

(4) 動物(鳥類を除く。)に対する影響

事業実施想定区域周辺には、コウモリ類等の哺乳類、エゾサンショウウオ等の両生類、コモチカナヘビ等の爬虫類、エゾホトケドジョウ及びイトウ等の魚類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これらの重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。そして、その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに可能な限り距離を確保すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生及び水源かん養保安林に指定された森林が、特に豊別地区内にまとまって存在するなど豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境のまとまりの分断を回避するとともに、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林の改変を回避又は極力回避すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在し、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。